

令和4年 第9回

南会津町農業委員会総会議事録 (公開用)

期 日 令和4年9月20日(火)

会 場 南会津町舘岩会館

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年9月20日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町舘岩会館 2階 会議室

3 出席した委員

農業委員 9名

2番	芳賀 美紀	3番	平野 恒二	4番	馬場 崇裕
5番	湯田 重行	6番	湯田 義三	7番	星 洋一
9番	渡部 一男	10番	湯田 孝義	11番	室井 文一

農地利用最適化推進委員 14名

田島第2	星 修二	田島第5	湯田 雄市	田島第6	湯田 悌一
田島第7	野中 勉	田島第8	平野 信行	田島第9	渡部 典弘
田島第10	渡部 和幸	田島第11	猪俣 忠久	舘岩第2	芳賀 久
舘岩第3	芳賀 敏	伊南第1	八須賀 智	南郷第1	五十嵐 和
南郷第2	齋藤喜久雄	南郷第3	五十嵐敏章		

4 欠席した委員

農業委員 2名

1番	星 隆一	8番	酒井 圭		
----	------	----	------	--	--

農地利用最適化推進委員 5名

田島第1	渡部 昭雄	田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也
舘岩第1	佐藤 春香	伊南第2	星 博孝		

5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	農地管理振興係長	芳賀 隆徳	職員	玉川百合子
------	-------	----------	-------	----	-------

6 議 事

日程第1 欠席委員の報告について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 会務報告について

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第3号 現況確認証明申請について

日程第7 議案第4号 農地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局長が開会を告げ会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条 の規定により欠席の届け出がありました農業委員は、1番、星隆一委員、 8番、酒井圭委員であります。本日の出席委員は9名ですので、農業委 員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席 を求めたところ、14名に出席をしていただいております。
議 長	日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則 第20条第2項の規定により、3番、平野恒二委員、10番、湯田孝義 委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願 いいたします。
議 長	日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事 務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局長 報告)
議 長	会務報告について、質問のある方は挙手願います。
9 番	(渡部一男) 農業相談会は、具体的にどのような相談があったんですか。 お願いします。
議 長	(会長) 県農林事務所の主催で、都会から夫婦で2組。それと***の 方から5名程度就農したいということで。
9 番	(渡部一男) 南会津？
議 長	(会長) 南会津町で就農したいという風に判断した。私たちもそうい う話を聞いて、この人たちが南会津で、カスミソウやトマトを作りたい とか、稲作をやりたいとか色々と希望者がいました。***のアスパラ ですね。❖❖❖❖君のところと●●●●●さんのところ。圃場を1時間ず つ、2時間研修してきました。❖❖❖❖君も●●●●●さんもそうですが、 花、夜遅くまでの作業は、あまりしないような話をしていました。アス パラは、夜中の11時や2時、3時まで選別しないと間に合わないという 話を聞きました。研修参加者たちの意見は、残念ながらそういう場所で 聞く機会はなかったですが、コロナで田舎暮らしとか田舎での就農が、 マスコミでも話題になっていまして、そういう話を聞いて参加した方と 本気になって農業をやろうという方がいらっしゃいました。残念だった

のが、参加した方たちの真の意見を聞くことができなかった。就農を町で歓迎するとなれば、空き家バンクを利用して大々的にカスミソウやリンドウ、アスパラをやろうとか、決定づけることはできると思うんですが、農林事務所の主催だけで本気印がなかったと私は感じました。昭和のカスミソウ、代議士の菅家一郎さんの息子さんが就農して、「父ちゃん、カスミソウづくり、百姓最高だ。半年稼げばいい。半年は研修だ。こんな楽な仕事はありません」と菅家一郎さんに言ったそうです。その話を聞いて、私も驚いていたんですが、他の各会長さんのいる中での話だったので、皆さんもびっくりしていました。昭和の会長さんは 昭和はこれだけやってんだと自負しておりました。花卉ばかりでなく、稲作農家の方にも 100 万単位で補助を出したと。機械の更新をする農家が多かったという話を耳にしました。私と孝義さんが行ってきたんですが、その人たちの意見を素直に聞けるミーティングの場所が欲しかったと思います。

9 番 (渡部一男) 本人からの要望や何をやりたいとかはなかったんですか。

議長 (会長) そういう話を聞いてなかったです。

10 番 (湯田孝義) もう打ち切れちゃって、お昼時間になってからは別行動です。バスに乗ってみんな帰ってしまった。

議長 (会長) 我々が参加したんですから、乗り合いバスに乗ってみんなと雑談して話をするような場があれば良かったんですが。2 席を 1 人掛けで行ったので、20 名くらいかな。我々は、最初バスに乗ったんですが 自分たちの車で追いかけてきてくださいと言われました。

9 番 (渡部一男) そういう場を設けなかった？

議長 (会長) 設けなかった。この辺につきましては、後で農林事務所の方に要請に行って話をしてきたいと思っております。以上です。

議長 その他質問ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第 4「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 1 区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

（係長）私のほうから説明させていただきます。議案書の3ページをご覧くださいと思います。番号1、譲渡人、●●●●外3名となっております。1番、●●●●さん、***の方です。2番、●●●●さん、***の方になります。3番、●●●●さん、***の方になります。4番、●●●●さん、こちらも***の方です。それぞれ御兄弟で、4分の1の共有地になっています。譲受人は、○○○○さん、***の方になります。所在地は、***字***番、地目は畑、面積は□□□□㎡、権利の設定は、所有権の移転になっています。渡部昭雄推進委員に調べていただいた結果について説明させていただきます。申請理由ですが、譲渡人の4名の方につきましては、既に***に居住しておりまして、農業を廃止、耕作もできないということで農地を売り渡して所有権を移転したいというような中身になっています。譲受人につきましては、経営規模の拡大を行うものです。なお、当該申請地につきましては、農業経営基盤強化促進法の利用権設定によりまして、既に譲受人の方が耕作されており、利用権設定の10年目の節目を迎えることから、こちらの所有権を移転したいと要望があり、今回取得する流れになっています。次に、農地法第3条の許可の要件ですが、1点目の下限面積要件、当該農地につきましては、農用区域内の農地になっておりますので下限面積が30a、3,000㎡となっております。譲受人の現在の経営面積につきましては、自作地が□□□□㎡、借入地が□□□□㎡ありまして、経営面積の合計が□□□□㎡と3,000㎡を超えておりますので、申請地の取得に問題はないと思われます。2点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請の内容を聞き取りしたところ、年間の農作業常時日数が250日以上の見込みになっており、年間の目安としています150日の日数をクリアしておりますので、問題ないかと考えております。3点目、地域との調和要件でございますが、譲受人につきましては、同地区内ですでに耕作されております。更に、同地区内での集落営農などの組織や他農地の分断など、他の農地の利用に影響を与えるようなことはないと思われます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、譲受人につきましては、トラクター、耕運機などの大農機具を所有していることから耕作管理には問題ないと思われます。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないかと思われます。

以上、調査いただいた結果、許可が相当だと判断されると思いますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

はい、説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の伊南第1区、八須賀智推進委員から、調査結果の説明をお願いします。
伊南 1	(八須賀智) 申請番号2番ですが、譲渡人、●●●●さん、譲受人、○●●●さんです。土地の所在は、***字***番、***字***番の2筆でございます。申請理由ですが、9月12日、自宅に直接行って調査を行いました。調査した内容は、申請理由と農地法第3条の許可の要件でございます。まず、申請理由ですが、譲渡人は、資金が必要なため権利の移転を行い、譲受人は、経営規模の拡大を行うものです。次に、農地法第3条の許可の各要件についてですが、1点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用地区域内の農地ですので、下限面積は30a、3,000㎡です。譲受人の現在の経営面積は、自作地□□□□㎡、申請地との面積合計が□□□□㎡と3,000㎡を超えますので、申請地の取得に問題ありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましても、申請書の内容を聞き取りしましたところ、年間従事可能日数は、150日の見込みとなっており、目安としている、年間150日の農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3点目、地域との調和要件でございますが、譲受人は、同地区内の***地区で耕作をされています。また、***地区内には集落営農などの組織や農業者の集積など、他の農地の利用に影響を与えるようなことはないと考えられます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましても、譲受人は、同地区内で耕作されており、トラクター、管理機等の大農機具も所有していることから、農地の全てを効率的に耕作管理することに問題ないと思われます。最後に、農地所有適格法人要件につきましても、譲受人は、法人ではありませんので問題ありません。 以上、調査の結果、許可が相当だと判断されると思うので、審議をお願いいたします。
議 長	はい、説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

(係長) 議案書の4ページをご覧くださいと思います。番号3番、申請人の表示ということで、譲渡人は、●●●●さん、***の方になります。譲受人は、○○○○さん、こちらも***の方になります。許可を受けるようとする土地の所在地は、***字***番***、地目は畑、面積は□□□□㎡となります。権利の設定につきましては、所有権の移転となります。湯田慎也推進委員に調査していただいた内容につきまして、説明させていただきます。申請理由ですが、譲渡人は、相手方の要望により△△△△円で売り渡し、所有権の移転を行うというものであります。譲受人につきましては、譲り受けた当該農地を利用して家庭菜園を行うものとなっています。次に、農地法第3条の許可の要件につきまして、1点目の下限面積要件は、申請地は、農用地区域外の農地ですので、下限面積は0.01a、1㎡となっております。譲受人の現在の経営面積はありませんが、経営面積が□□□□㎡と1㎡を超えますので、申請地の取得に問題はないと思われます。2点目の必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしていただきましたところ、年間の農作業従事可能日数が150日の見込みになっておりまして、目安としています150日の日数をクリアしておりますので、問題ないかと思われます。3点目、地域との調和要件でございますが、同地区内には、集落営農などの組織や他農業者の集積、農家の分断など、他の農地の利用に影響を与えるようなことはないと考えられます。4点目、農地の全てを効率的に耕作する、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、大農機具などの所有はございませんが、小面積であり、家庭菜園を行うということから、農地の全てを効率的に管理、耕作することに問題はないと思われます。最後、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ないと思われます。

以上、調査いただいた結果、許可が相当だと判断されると思いますので、審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長	はい、説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
9 番	(渡部一男) ***の番地で行くと***番、場所はどのへんですか。 1反で△△△△円もする。今時、すごい金額だなと思ったら、そういう金額でも出せるのかと質問しました。
事務局	(係長) 場所を言いますと、***に◆◆◆◆があるんですが、こちらのすぐ裏手になります。***のちょっと▼▼▼よりになります。
9 番	(渡部一男) ◆◆◆◆?◇◇◇◇の辺? (しばらく場所の確定で数人と協議)
事務局	(係長) 農地法第5条の申請の関係でも出てきていまして、お手元の資料2をご覧ください。そちらの裏からめくっていただいて、9ページを見ていただきますと位置図が載っております。資料の上の方が、▼▼▼、***方面になっておりまして、下の方が***公園のあるところになっております。中段にあります赤い四角の囲みがある部分が、今回申請の農地になります。
10 番	(湯田孝義) ***の◆◆◆◆の下は、***の昔の従前地、ほ場整備前もそうなんだけど、□□□□㎡、□□□□㎡、□□□□㎡。今指摘されている関係では、農振除外地になっていて、聞くとところによると、△△△△円くらいで売られているみたいです。□□□□㎡近くあると道路拡張で□□□□㎡切っちゃうと、□□□□㎡なにがしになると△△△△円相当で買っている。農地の取得にすると△△△△円、△△△△円だとまあまあの感じでいってるみたいです。
議 長	一男さんいいですか。他に質問ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄推進委員が欠席ですので事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局

（係長）議案書6ページと併せまして、資料1をご覧いただきたいと思います。農地法第5条の許可申請ということで、譲渡人、●●●●さん、***の方になります。譲受人は、○○○○さん、○○○○さんで、○○○○さんが***の方になります。○○○○さんが***の方になります。許可を受けようとする土地の表示につきましては、***都市計画事業***周辺地区土地区画整理事業施行地区内、仮換地***、街区***号。従前の土地は、***字***番***となります。地目は田、面積は□□□□㎡となっています。申請理由ですが、譲受人は、現在***地区内の実家に仮住まいしておりますが、今般、自分たち家族の住宅を建築する計画となりました。***都市計画事業***周辺地区土地区画整理事業施行地区内の当該申請農地につきましては、生活環境が最適であると判断し選定されました。△△△△円で購入し、住宅などを建築するため申請するものです。立地条件につきましては、事務局で調べさせていただいております。当該申請地につきましては、***都市計画事業***周辺地区土地区画整理事業施行地区内に位置している農地でございます。農地基準は第3種農地、土地区画整理内農地になります。第3種農地の転用は許可しうる許可基準となっております。次に、一般基準の各項目の調査結果についてご報告させていただきます。1点目、転用に必要な資力などあるかについてですが、申請書に添付されていた◎◎◎の住宅ローン事前審査結果のお知らせの写しから、事業費、住宅費用込みで△△△△円を確保できる見込みとなっております。問題ないと思われます。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかですが、転用行為の妨げとなる設定はありませんでしたので、問題ないと思われます。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅延なく着手されると見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、特に必要となる免許とか認可はありませんでしたので、問題ないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかについてですが、一般住宅、駐車場、通路等用地として□□□□㎡の転用面積は過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、土地区画整理事業内地での農地でありまして、現在は休耕地になっております。他の農地に対する営農条件や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われます。

以上、調査された結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いいたします。以上です。

議 長	はい、説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してのご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) はい。ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に事件番号2について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。
事務局	(係長) 6ページの番号2をご覧くださいと思います。併せまして資料2をご覧ください。先ほど説明しました第3条の許可申請と同じ方になりまして、譲渡人が、●●●●さん、譲受人が、○○○○さんになります。許可を受けようとする土地の所在地は、***字***番***、地目は畑になります。面積は□□□□㎡、施設の概要につきましては、一般住宅、駐車場、通路等になっており、土地代が△△△△円となっております。申請理由は、譲受人は、現在***地内で祖父母、父母家族と同居していますが、手狭になってきてしまったので、自分たち家族用の住宅を建築することになったということです。当該地は、閑静な住宅地で町道に面し、地形的、面積的に最適地と判断し選定され、当該農地での許可申請というものになります。立地条件につきましては、事務局で調べさせていただきました。当該申請農地につきましては、上水、下水管が埋設されている町道の沿線にあって、安易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、概ね500m以内に▼▼▼、◆◆◆がある区域でありまして、公共施設便益地域内農地で、第3種農地となります。第3種農地の転用は、許可しうる許可基準となっております。次に、一般基準の各項目の調査結果ですが、1点目、転用に必要な資力などあるかについては、申請書に添付されていた住宅ローンの事前審査申込書の結果通知の写しから、事業費△△△△円を確保できる見込であり、問題ないと思われます。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかについてですが、登記簿に抵当権などの設定はありませんでしたので、問題ないと思われます。3点目、許可後、遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅延なく着手されると見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、特に必要となる許可、免許とかはありませんでしたので、問題ないと思われます。5点目、転用面積が妥当であるかについてですが、一般住宅用地□□□□㎡、駐車場□□□□㎡、通路

等□□□□㎡の合計□□□□㎡につきましては、転用面積の許可申請面積として、過大な面積ではないと思われます。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことについてですが、住宅に隣接する農地として、現在は休耕地となっておりますので、他の農地に対する営農条件や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ないと思われます。

以上、調査された結果、許可が相当であると判断されますので審議をお願いいたします。以上です。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
はい、ありがとうございます。異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、事件番号3を議題といたします。地区担当調査員の田島第7区、野中勉推進委員から調査結果の説明をお願いします。
なお、事件番号4番から6番についても、事件番号3と同様の案件ですので一括して説明をお願いします。

田島 7

(野中勉) それでは、事件番号3、4、5、6について説明します。6番で修正がございます。6番、譲渡人、◎◎◎◎になっていますが、●●●●に訂正させてください。それでは、説明させていただきます。議案書7ページと8ページ、資料は、資料3、4、5、6をご覧ください。事件番号3、譲渡人は、●●●●さん、譲受人は、○○○○となっております。所在は***字***番となっております、この案件は、***地区において、集落の排水路を町道に埋設するために隣接する農地、田んぼに仮設道路を設置するという工事です。農繁期を過ぎた稲刈りの後に一時転用するといった案件です。資料3の7ページ、場所としては、***地区の神社の下あたりです。先月も国道を迂回路にする場合の申請が出ております。その時と同じ場所になります。8ページを見ていただいて、この一時転用の許可所ということで、地番の***番が事件番号の3番、地番***番が事件番号4番、地番***番の***が事件番号5番、そして地番***番が事件番号6ということで、4件の申請となっております。それでは、この件に関して報告させていただきます。9月15日に▽▽▽の▽▽▽▽さんに直接お会いしてお話を聞きました。まず、第5条の要件についてですが、申請理由は、

◆◆◆発注の中山間地域総合整備事業において、集落排水路を町道に埋設する工事を行うため、稲刈り後に隣接する農地に仮設道路、敷き鉄板を設置するため、当該申請農地の一時転用許可を申請するものです。一時転用期間は、令和5年3月31日までとなっています。立地条件についてですが、農地の区分になりますので、事務局で調べていただきました。当該申請農地は、農用地区域内の農地ではありますが、農地の転用行為が仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地に供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた、農業振興地域の整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであることに該当するときは、例外的に許可しうるとなっている農地であります。次に、一般基準の各項目の調査結果について報告いたします。1点目、転用に必要な資力などがあるかについてですが、福島県直営の中山間地域総合整備事業であるため、問題はありません。2点目の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ているかにつきましては、登記簿に抵当権などはありませんので、問題はありません。3点目、許可後遅滞なく申請に係る用途に供することが可能かについてですが、計画が具体的であり、遅滞なく着手されることが見込まれます。4点目、他の法令の許認可の見込みはあるかについてですが、必要となる許可等の処分や他の法令との調整はありませんので、問題はありません。転用面積が妥当であるかということにつきましては、一時転用の許可面積については、過大な面積ではありません。6点目、周辺農地の営農条件に影響を与える恐れがないことにつきましては、非営農期間、稲刈り後に施工を行うため、他の農地に対する営農条件への障害や日照の問題、農地の分断も無いことから問題ありません。

以上、調査の結果、許可が相当であると判断されますので、審議をお願いしたいと思います。

議長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、事件番号4を議題といたします。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してのご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号5を議題といたします。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してのご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号5については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号6を議題といたします。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号6について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号6については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第1区、渡部昭雄進委員が欠席ですので、事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 (係長) 議案書の10ページと併せまして、資料7をご覧いただきたいと思います。現況確認証明について、番号1、申請人は、〇〇〇〇さん、***字***番地の方になります。証明を受けようとする土地の表示は、***字***番地***、登記簿は畑、現況は宅地となっております。面積は□□□□㎡、利用現況としては、宅地として利用していくということになっております。経緯の説明としまして、昭和54年12月に住宅を建築し、平成31年2月までの約40年間にわたって宅地として利用されてきました。当該住宅は、老朽化が著しいということで、平成31年2月に取り壊しを行いましたが、その後も更地として管理されているというものになっております。資料の3ページ、案内図を見ていただきまして、場所は、◆◆◆のすぐ裏、◆◆◆側になってございます。現況の写真もついてございまして、すでに車が止まっていたり、建物があったところは、駐車場として利用されているような状況になってございます。5ページを見ていただくと、建物が建っていた時の航空写真なども載っておりまして、こういった形で住宅が建っていたという状況になってございます。現況確認証明の許可条件の整合性ということで、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることの条件につきましては、申請地は、昭和54年12月に住宅が建っておりまして、平成31年2月までの約40年間にわたって宅地として利用されてきており、住宅につきましては、老朽化により平成31年2月に取り壊しを行いましたが、その後も更地、砂利敷として管理されてきていまして、現状見ていただくと分りますが、農地への復旧は適切ではないと思われます。農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことの条件につきましては、農地転用の許可を受けた土地ではありませんでした。また、無断転用の状況にあることを行政から指摘した経緯もございませんでしたので、問題はないと思います。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、農用地区域内の農地ではないので、問題はないかと思います。4点目、非農地化してから20年以上その状態が継続している必要があるというところでは、申請書にも記載されているとおり、昭和54年12月に住宅が建築されて以降、平成31年2月までの取り壊しまで、約40年間にわたり宅地として利用されていたこと、現在も砂利敷として管理されているため、既に非農地化しているものと思われます。

以上のことから事務局では、問題ないかと思われます。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。
発言のある方は、挙手を願います。
本案に対してのご質疑ございませんか。

議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮り致します。事件番号1番については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第7「議案第4号 農地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	(玉川) 私のほうから議案第4号の農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。議案書12ページの利用権設定内訳9月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で申し上げます。まず、再設定ですが、田が1筆の□□□□㎡、畑が6筆の□□□□㎡となっております。次に、新規で田が7筆の□□□□㎡、畑がゼロ筆でございます。再設定と新規合わせまして、田が8筆、□□□□㎡、畑、6筆の□□□□㎡となりまして、合計が14筆、□□□□㎡となります。続きまして、議案書の13ページからは利用権設定の一覧でございます。今月は、使用貸借もイレギュラーなケースもございませんでした。以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。 発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第4号の審議を終了いたします。 総会に付議されました議事案件は、全て終了いたしました。
議 長	次に報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。
事務局	(係長 公共事業の施行に伴う残土処理に係る 農地一時転用の申し出書について)

議 長	何かご質問ございませんか。 無いようでしたら、次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長 業務日程説明)
議 長	ありがとうございました。その他に入ります。事務局、皆さんから何かありましたらお願いします。
議 長	(9月3日の南会津地域農業相談会に出席した委員へ内容説明依頼)
4 番	(馬場崇裕委員 報告)
議 長	それでは代理の方から閉会の言葉をお願いします。
職務代理	長時間の中、ありがとうございました。これを持ちまして終了させていただきます。

閉会 午後 2時 40分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

10 番